

## 參考資料



# 1. さくら市環境基本条例

平成17年12月16日

条例第185号

## 目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第8条—第10条)

第3章 環境の保全に関する推進施策(第11条—第22条)

第4章 環境審議会(第23条)

## 附則

第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境保全施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境を保持し、及び保護するとともに適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっと

り、環境の保全に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な環境保全施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境保全施策の策定及び実施に当たっては、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を行うとともに、再生資源につながる原材料等を利用し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において廃棄物の抑制、資源及びエネルギーの節約その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で本市に滞在する者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(基本方針)

第8条 市は、環境保全施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を目的として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、自然環境と調和の取れた良好な景観の形成並びに歴史的文化遺産が保全及び活用されること。
- (4) 資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)が環境についての理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう必要な体制の整備が図られること。

(環境基本計画の制定等)

第9条 市長は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境保全施策の方向性

(3) 前2号に定めるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、さくら市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 環境基本計画の変更については、前2項の規定を準用する。

(年次報告等)

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境保全施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 環境の保全に関する推進施策

(環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減が図られるように、環境の保全について十分に配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制又は指導、助言等の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制又は指導、助言等の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設整備の推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全及び環境への負荷の低減のための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第15条 市は、環境の負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第16条 市は、市民等が環境の保全についての理解を深めるため、環境の保全に関する教育及び

学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動を充実させるとともに、市民等の環境の保全に関する自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。  
(情報の提供)

第17条 市は、前条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。  
(調査の実施)

第18条 市は、環境保全施策を適正に推進するため、環境への負荷の低減、公害の防止その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査の実施に努めるものとする。  
(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境保全施策を適正に推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。  
(推進体制の整備)

第20条 市は、環境保全施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な庁内体制の整備に努めるとともに、市民等と連携協力して環境保全施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。  
(市民等の意見の反映)

第21条 市は、市民等の意見を環境保全施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。  
(地球環境の保全の推進)

第22条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層\*の保護その他の地球環境の保全に関し、市民等が可能な取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会の設置等)

第23条 環境基本法\* (平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、さくら市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全における基本的な事項に関すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. さくら市環境審議会委員名簿

(敬称略)

No.	役職名	氏名	区分
1	文教・厚生常任委員会委員	楠 利明	市議会議員
2	さくら市保健委員会会長	吉澤 正夫	市民団体代表者
3	さくら市ごみ問題を考える会会長	荒井 美智子	市民団体代表者
4	さくら市地域婦人会会長	福田 栄子	市民団体代表者
5	県北環境森林事務所環境部長	百瀬 正人	関係機関職員
6	矢板土木事務所所長	大塚 光雄	関係機関職員
7	さくら市小中学校長会会長	荒井 善市	関係機関職員
8	氏家商工会会長	西崎 将晴	事業者代表者
9	喜連川商工会会長	小堀 勇人	事業者代表者
10	蒲須坂工業団地連絡協議会会長	川和 良吉	事業者代表者
11	喜連川工業団地工業会理事長	高橋 健一	事業者代表者
12	塩野谷農業共同組合代表理事組合長	大島 幸雄	事業者代表者
13	さくら市都市計画審議会会長	◎高瀬 忠男	学識経験者
14	うじいえ自然に親しむ会会長	加藤 啓三	学識経験者
15	前さくら市市民福祉部長	○小倉 孝夫	学識経験者

◎・・・会長、○・・・副会長

### 3. さくら市環境基本計画策定委員会設置要綱

さくら市告示第79号

さくら市環境基本計画策定委員会設置要綱を次のように定め、平成24年5月1日から適用し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

平成24年5月1日

さくら市長 人見 健次

(設置)

第1条 さくら市環境基本条例(平成17年さくら市条例第185号)第9条第5項に規定するさくら市環境基本計画(以下「計画」という。)の変更をするため、さくら市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の変更に関すること。
- (2) その他前号の事務遂行のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庁内調整会議)

第7条 市は、委員会が計画の変更原案を作成するに当たり、委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に庁内調整会議を置き、会長及び委員をもって組織する。

- 2 庁内調整会議の会長に市民福祉部長を充てる。
- 3 庁内調整会議の委員は、計画変更に係る課から市長が任命した者をもって充てる。
- 4 庁内調整会議は、必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



#### 4. さくら市環境基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	区 分
1	松田 喬	市民環境会議運営委員
2	佐藤 アサ	市民環境会議運営委員
3	○納富 信也	市民環境会議運営委員
4	◎藤田 幸生	市民環境会議運営委員
5	福田 克之	市民環境会議運営委員
6	小林 美枝	市民環境会議運営委員
7	田代 節雄	事業者 (株)湯原製作所 製造部長
8	渡邊 正之	事業者 (株)電力機材サービス 喜連川事業所長

◎・・・委員長、○・・・副委員長

#### 5. 計画策定の経緯

日 時	名 称	内 容
平成 24 年 7 月 30 日	第 1 回 さくら市環境基本計画見直し 庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の各課の進捗状況、推進体制など前期計画の課題の洗い出し</li> <li>・環境の変化などを踏まえた今後の市の取り組みについての検討</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成 24 年 8 月 6 日	第 1 回 さくら市環境基本計画見直し 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画策定委員会の役割について</li> <li>・市、市民、事業者の取り組みの現状について</li> <li>・環境の変化などを踏まえた今後の市、市民、事業者の取り組みについての検討</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成 24 年 8 月 10 日	平成 24 年度第 1 回 さくら市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市環境基本計画の進捗状況等及び見直しの方向性について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>

日 時	名 称	内 容
平成 24 年 10 月 17 日	第 2 回 さくら市環境基本計画見直し 庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値、具体的な施策の確認・検討</li> <li>・市が行う主要な取り組みの確認・検討</li> <li>・推進体制について</li> <li>・重点的な取り組みについて</li> </ul>
平成 24 年 10 月 25 日	第 2 回 さくら市環境基本計画見直し 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値、具体的な施策の確認・検討</li> <li>・市が行う主要な取り組みの確認・検討</li> <li>・市民、事業者の環境に配慮した行動の検討</li> <li>・推進体制について</li> <li>・重点的な取り組みについて</li> </ul>
平成 24 年 11 月 22 日	第 3 回 さくら市環境基本計画見直し 庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版（素案）の検討</li> </ul>
平成 24 年 12 月 5 日	第 3 回 さくら市環境基本計画見直し 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版（素案）の検討</li> </ul>
平成 24 年 12 月 20 日	平成 24 年度第 2 回 さくら市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版（素案）の検討</li> </ul>
平成 25 年 1 月 8 日 ～ 平成 25 年 1 月 25 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版（案）の公表・意見の募集</li> </ul>
平成 25 年 2 月 26 日	平成 24 年度第 3 回 さくら市環境審議会 市長への答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会よりさくら市環境基本計画改訂版（案）についての答申</li> </ul>
平成 25 年 3 月 15 日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版の決定</li> </ul>

## 6. 諮問と答申

(諮問)

環第1387号

平成24年12月20日

さくら市環境審議会

会長 高瀬 忠男 様

さくら市長 人見 健次

さくら市環境基本計画改訂版(素案)について(諮問)

このことについて、さくら市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、計画策定について貴審議会の意見を求め、平成25年2月末を目途に答申願います。

(諮問理由)

さくら市環境基本条例で定めた「環境保全についての基本理念」を目指し、「さくら市環境基本計画」を平成20年3月に策定し、環境保全対策に努めてきました。

今般、策定から5年目となり、総体的な推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、現行計画の見直しを行いましたので貴審議会の意見を求めるものです。

(答申)

平成25年2月26日

さくら市長 人見健次 様

さくら市環境審議会  
会長 高瀬 忠男

さくら市環境基本計画 改訂版 (案) について (答申)

平成24年12月20日付け環第1387号で諮問のありました「さくら市環境基本計画 改訂版 (案)」について、慎重に審議を重ねた結果、妥当であると認め、次のとおり意見要望を附して答申します。

記

「さくら市環境基本計画改訂版 (案) 」に対する意見・要望

1. 計画の着実な推進について

【環境への投資の財源確保と協働について】

環境に関する施策は、多岐にわたっており、その推進にあたっては、必要な予算措置を講じるとともに、市はもとより市民・事業者及び市民団体等に幅広く普及啓発を行い各主体間で情報を共有しつつ連携・協働しながら環境保全活動を進められたい。

【目指すべき環境像の実現について】

さくら市環境基本計画改訂 (案) における各環境施策を着実に推進し、環境要素ごとの目標の達成を図り、目指すべき環境像である「緑豊かで

秩序あるまちー自然と共生した環境のまちー」の実現に努められたい。

**【放射能対策について】**

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、その収束の長期化が予想され、市民が不安を抱いている状況の中、今回の市環境基本計画改訂（案）において、放射能対策を盛り込んだことの意義は大きい。

さくら市民がかつて経験したことのない事態であり、外部被ばくはもとより、今後は食品等からの内部被ばくが懸念される場所である。

特に、放射線に対する感受性が高いとされる乳幼児や児童の安全安心を優先した中で、適切な対策を講じられたい。

なお、国で新たに被ばく線量の考え方が示された場合や福島第一原子力発電所における事故の状況に変化が生じた場合などには、市民の安全を守るため迅速に対応願いたい。

**【市民の環境問題に対する意識の向上について】**

次代を担う子どもたちや市民に対する環境学習は大切であり、市民・学校・事業者及び市民団体等が連携し、環境教育・学習の積極的な展開に努められたい。

**2. 計画の進行管理について**

さくら市の環境に関わる施策の実行や事業進行の管理については、環境を取り巻く情勢は刻々と変化していることから、状況に応じて適宜、必要な措置を講じるとともに、本計画にもとづき、実施・点検・改善など適切な進行管理に努められたい。

## 7. 用語解説

### 【あ行】

#### ISO14001（環境 ISO）（P56）

非政府国際機関である国際標準化機構（ISO）が国際的に共通して使用できる標準（規格）として定めたものです。自らの活動によって発生する環境への影響を把握し、自主的な取り組みを推進するための仕組みです。

#### IPCC（気候変動に関する政府間パネル）（P71）

1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務としています。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

#### 一般廃棄物（P3、5、7、17、33、63、64、73、74）

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。一般家庭から排出される家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（オフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれます。

#### 移入種（P18、19、20、59、79）

移入種に似た言葉として外来種があります。外来種は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律<sup>\*</sup>」において「もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のこと」と定義しており、外来種は外国から入ってきたものとのイメージが強いが、移入種は外国から入ってきた生物に限定せず、もともとその地域に生息する種（在来種）以外の種と定義しています。

#### ※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

生態系等に被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、飼養・輸入等の規制、防除等を促進することについて定めた法律です。生態系等に被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を未判定外来生物に指定し、一定期間輸入の制限を行うことも定められています。

#### エコアクション21（P56）

環境省が策定した、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法です。

### エコファーマー (P25)

平成 11 年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名です。

エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき持続性の高い農産方式を導入する場合に農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の特例措置が受けられます。

### SO<sub>2</sub>（二酸化硫黄）(P36)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

### SPM（浮遊粒子状物質）(P36)

SPM（Suspended Particulate Matter）。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が 10 μm（マイクロメートル：μm=100 万分の 1m）以下のものをいいます。

### NO<sub>2</sub>（二酸化窒素）(P36)

ボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程や、硝酸製造等の工程から発生する窒素の酸化物である赤褐色の気体で代表的な大気汚染物質です。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

### オゾン層 (P87)

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

### 温室効果ガス (P50、69、72、73)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

## 【か行】

### 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）(P63)

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃

家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。平成 21 年には液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象として追加されました。

#### 環境家計簿 (P51、67、72)

家庭における電気使用量やごみの量などから二酸化炭素発生量を計算できるようにしたものです。

#### 環境基本法 (P2、P87)

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

#### 環境保全型農業 (P60)

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいいます。

#### 京都議定書 (P69、72)

1997 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意され、2005 年 2 月に発効しました。

#### kg-CO<sub>2</sub> (P50)

地球温暖化につながる物質 (温室効果ガス) は、二酸化炭素だけでなく、メタンなど数十種類以上存在するため、仮にそれらがすべて二酸化炭素だとした場合、どれくらいの量なのかを表す単位です。

#### 空間放射線量率 (P47、48)

宇宙から降り注ぐ放射線や大地や大気からの放射線など、空間を飛びかっている放射線 (空間放射線) の量を 1 時間あたりの量に換算した値です。

#### 国の環境基本計画 (P2)

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画です。平成 6 年に第 1 次計画、平成 12 年に第 2 次計画、平成 18 年に第 3 次計画、平成 24 年に第 4 次計画が閣議決定されました。



### グリーン購入 (P10、34、35、63)

環境を考慮して製品やサービスを選ぶことで、購入段階で「購入の必要性を考える」、「購入品における資源やエネルギーの消費が少ない」、「長期間の使用ができる」、「再使用が可能」、「リサイクルが可能」などに配慮し、購入することをいいます。

### グリーン電力 (P67)

風力、太陽、バイオマス、水力など温室効果ガスや有害ガスの排出が少なく、環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気、またはそのような電気を選んで購入できるプログラムをいいます。

### 5R (P17、34、74、75)

ごみの量を減らすための取り組みで、①不用品を辞退（リフューズ：Refuse）すること、②ごみを発生抑制（リデュース：Reduce）すること、③不要になったものを再利用（リユース・Reuse）すること、④修理・修繕して使用（リペアー：Repair）すること、⑤再利用できないものは、再資源化（リサイクル・Recycle）することの5つの頭文字を示します。

①から⑤への優先順位で取り組むことが重要です。

### コージェネレーション (P53)

内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める新しいエネルギー供給システムをいいます。ガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等があります。

### 公共事業環境配慮指針 (P56)

環境への影響が大きい公共事業に対して、計画段階から実施段階までの環境配慮の基本的な事項及び実施状況の評価方法を定めたものをいいます。

### 【さ行】

### 再資源化・再生利用（リサイクル）(P34、35、64、74、75)

廃棄物等を原材料として再利用することをいいます。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといいます。

### 最終処分場 (P16、74)

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋め立て処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋め立てが原則とされており、大部分が埋め立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

### 再生可能エネルギー (P52、53、67)

名前の通り、再生が可能なエネルギーのことで、常に一定量地球に降り注ぐ太陽のエネルギーなどが該当します。半永久的に利用できるのが特徴で、具体的には、風力、太陽光、水力、バイオマス、波力等が該当します。

### 再利用・再使用（リユース）(P35、63、64、74、75)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

### 里地・里山 (P6、14、16、18、19、20、26、59、72、77、78)

ここでの里地・里山は、人里離れた国立公園等の奥山ではなく、集落の身近にある人の管理・活用により生かされる身近な場所、例えば、田んぼ、鎮守の森、雑木林、丘陵地、水路、あぜ道、ため池、河川などをイメージしています。地域の住民と身近な里地・里山が密接に関わり、活用されることで、野生生物の生息環境の確保や循環型社会の構築を図ることができると考えられます。

### 産業廃棄物 (P5、75)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

### 指定廃棄物 (P16)

放射性セシウムの量が 8,000Bq/kg を超える廃棄物をいいます。放射性物質汚染対処特別措置法にもとづいて国が処理を実施します。

### 循環型社会 (P10、16、74)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

### 新エネルギー (P17、52、53、73)

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当します。

### スマートドライブ (P37、64)

車の省エネのことで、車を『かしこく利用』し、『かしこく運転』することをいいます。『かしこく利用』とは「近くへは自転車で行く」、「できるだけ相乗りをする」、「公共交通機関を利用する」、「計画的なドライブをする」等であり、『かしこく運転』するとは「アイドリングストップ」、「ふんわりアクセル」、「低速走行」、「早めのアクセルオフ」等のことをいいます。

### 生物多様性 (P15、17、18、19、59、77、78)

地球上に生息する動植物の異なった個性とつながりを示し、①生態系の多様性（森林、湿原、河川など様々なタイプの自然環境があること）、②種の多様性（様々な種類の生物が生息・生育していること）、③遺伝子の多様性（同じ種でも生息・生育する場所によって様々な違いがあること）の3つの多様性があります。私たちはこの生物多様性から様々な恩恵を受けています。

## 【た行】

### ダイオキシン類 (P45、46)

ダイオキシン類対策特別措置法<sup>\*</sup>では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究

が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

#### ※ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

#### 突き抜き井戸（P78）

地下 15～60m まで掘ると何もしなくとも水が地表まで自噴する井戸をいいます。

#### dB（デシベル）（P44）

騒音レベルや振動レベルの単位です。騒音レベルや振動レベルの絶対値をそのまま使うと桁数が増えるので、対数比を利用しています。例えば音圧が 2 倍であればその差は 6dB、10 倍では 20dB となります。

### 【は行】

#### バイオマス（P53、P67）

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

#### 発生抑制（リデュース）（P74、75）

廃棄物の発生自体を抑制することをいいます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要となります。

#### BOD（びーおーでいー）（P39、40）

生物化学的酸素要求量、Biochemical oxygen demand の略称です。河川の汚濁の度合いを示す

指標となっています。

水中の有機物等の汚濁源となる物質が、微生物により無機化されるときに消費される酸素量 (mg/L) を表したものをいい、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

#### PCB (ポリ塩化ビフェニル) (P45)

PCB は昭和 4 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法<sup>\*</sup>が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 28 年までに処理を終えることとしています。

#### ※PCB 廃棄物処理特別措置法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたものです。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられました。

### 【ま行】

#### 緑の基本計画 (P22)

市町村が都市緑地法にもとづき緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

#### 見える化 (P67)

エネルギー使用量の記録を付けたり、リアルタイムに表示される設備を設けることにより、エネルギーの使用量を目で見て分かるようにします。これにより省エネの意識向上が期待されます。

### 【ら行】

#### 礫河原 (P14、59、77、78)

主に小石や砂で構成された河原を示し、本市の鬼怒川河川敷にある礫河原ではシルビアシジミ、カワラノギク、ミヤコグサなどの礫河原固有の貴重種が存在します。